

【新設】(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定経営力向上設備等)

42の12の4-7 指定事業とその他の事業とを営む法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものとして措置法第42条の12の4の規定を適用する。

【解説】

1 本制度は、法人が取得等をした特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した場合に適用されるのであるが、法人が指定事業と指定事業以外の事業とを営んでおり、その取得等をした特定経営力向上設備等をこれらの事業に兼用するような場合に、本制度の適用を受けられるか疑義が生じる。

この点、措置法第42条の12の4第1項又は第2項の規定振りからすれば、必ずしもこれらの対象資産を専属して指定事業の用に供することをその要件にしているとはいはず、また、本制度の適用対象法人が中小企業者等であることを考慮すると、事業供用の要件につき専属して指定事業の用に供する必要があるというように厳格に解することは、必ずしも本制度の予定するところではないと考えられる。

そこで、本制度の適用を受けようとする法人が指定事業と指定事業以外の事業とを営む場合に、その取得等をした特定経営力向上設備等をこれらの事業に共通して使用しているときは、その全てを指定事業の用に供したものとして本制度の適用を認める旨を本通達において明らかにしている。

2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の15の5-7）を定めている。